

「予防接種健康被害救済制度周知」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 新型コロナワクチン接種が始まってから本日まで、ワクチンを接種した事により体調を崩された可能性がある方がたくさんおられます。令和 5 年 7 月 24 日、厚生労働省会見室にて「新型コロナワクチン後遺症患者の会」が記者会見を開き、さまざまな問題や、当事者からの苦しみが訴えられました。

6 月におこなわれた愛知県議会で私は請願を提出し、予防接種健康被害救済制度についての愛知県での現状や不備について、委員会で口頭陳情でも訴えさせていただきました。委員会では紹介議員の賛成答弁以外、他議員はだれも発言することなく、不採択となりました。国を挙げてすすめ、愛知県も一緒におこなわれた新型コロナワクチンを打ったことにより、苦しんでおられる患者さんが救済されるための「予防接種健康被害救済制度」のはずなのに、救済されていない現状は変わっていません。なぜ前回請願が委員会で不採択だったのか、賛成されなかった委員はせめて反対答弁をしていただきたかったです。なんら問題は解決されていないので前回とほぼ同じ内容で請願させていただきます。議員の皆様、患者さんは病院でも、市の担当者にも、家族にも友たちにも理解されず苦しんでおられました。どうか愛知県議会では患者さんの苦しみをなかつたこととして無視することなく、誠実に対応してくださることを望みます。

現在、国では「予防接種健康被害救済制度」に関して、注射を受けた際の、住所地の市町村で申請する事となっております。

愛知県内には、実際に新型コロナウィルスワクチン接種後、日常生活が送れなくなった人がおりますが、救済制度の複雑さにより申請には至っておられない方がいます。

まず、申請には受診証明書を医師に書いてもらう必要がありますが、医師より受診証明書を書くのを嫌がられる(本来拒否することのできるものではないですが、患者さんサイドも救済制度が複雑で医師に断られたら諦める方もいらっしゃる)、また添付するカルテの写しに関しても同様で、医師自身も救済制度に詳しくないため、本来拒否できるものではないカルテの写しに関しても拒否するケースがあります。

奈良県ではまず救済制度に対して、ホームページに分かりやすい案内があり、医師が書くべき受診証明書の記入方法のマニュアルまでホームページに記載されています。すべての病院にも通達されているとの事。

愛知県のホームページにワクチンを受けたい方についての案内はきめ細やかにのっていますが、実際ワクチンを受けて被害を受けた方への案内はとてもわかりにくいです。国の救済制度へのリンクはありますが、国の作った全体的なものになるので、医師が見ても理解されないケースがありました。

救済制度の申請はどこでやればいいのか、医師が書く受診証明書に関しても記載方法はおろか、本来ワクチンとの因果関係を受診証明書に書く必要がない等の、とても重要な部分が特に分かるようにしていただきたいです。

そこで奈良県のように「予防接種健康被害救済制度」についてホームページや広報で分かりやすく案内し、病院に対しても受診証明書やカルテの写しの拒否をしないこと、書き方等の案内等、通達を出して、本来、救済制度で申請できる方、希望されている方を取りこぼすことがないようにしていただきたいです。

ついでには、下記事項についてお願いします。

#### 記

- 1 予防接種健康被害救済制度について他都市のようにホームページや広報等で分かりやすい案内をする事。
- 2 予防接種健康被害救済制度申請希望者に、分かりやすい書き方案内を作成し、各市町村に案内を配布するよう周知する事。
- 3 愛知県の市町村、すべての病院に対して予防接種健康被害救済制度を希望される患者さんがいた場合、受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達を出す事。
- 4 「受診証明記載マニュアル」を作成しホームページ広報で案内する事。また作成したマニュアルを医師会等や各市町村に分かりやすく案内、周知する事。